

蟹江町議会総務建設常任委員会会議録

招集日時	令和7年6月10日（火）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	三浦 知 将	副委員長	多 田 陽 子
	委員	石 原 裕 介	委員	吉 田 正 昭
	委員	伊 藤 俊 一	委員	安 藤 洋 一
	委員	佐 藤 茂		
欠席委員	な し			
委員外議員		板 倉 浩 幸		
会議事件 説明のため出席した者	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	総務部長	鈴 木 孝 治	税務課長	服 部 幸 太
	産業建設部長	肥 尾 建 一 郎	土木農政課長	東 方 俊 樹
	上下水道部長	伊 藤 和 光	次長兼水道課長	石 原 己 樹
職務のため出席した者	議 長	伊 藤 俊 一	議事会長 事務局長	萩 野 み 代
	書 記	荒 木 慎 介	主 事	大河内 里 帆
付託事件	議案第29号 議案第30号 議案第32号 議案第34号 議案第35号	蟹江町税条例等の一部改正について 蟹江町都市計画税条例の一部改正について 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について 町道路線の廃止について 町道路線の一部廃止について		

○委員長 三浦知将君

皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会を開催したところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

なお、本日、板倉議員が傍聴に来られております。

定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は5件であります。慎重に審議をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

委員の皆様、改めましておはようございます。

総務建設常任委員会開催の前に一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

委員長さんからのお話がありました5件の議案であります。いずれも大変重要な案件でありますので、慎重審議よろしくお願いしますと思います。

梅雨に入りました。今、九州のあちらの方面に線状降水帯という、本当に最初は耳慣れない言葉でしたけれども、今、日常茶飯事聞かれるようになりました。そんな状況の中で出水期に入ります。

台風の時期はもうちょっとあるんですけれども、実際こういうふうにどんどん日本列島がなっている現実を見たときに、昨日も実は、気象庁、名古屋気象台の台長さんが見えになられまして、新たな避難の問題だとか、それから気象庁の在り方だとかということについて、30分ぐらい情報提供いただきました。また、もしも、そういう情報ありましたら、安心安全課のほうに資料ございますので、また言っていただければ、お渡しをさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、大変災害が危惧されるときになりました。議員各位におかれましても、いろいろお世話になると思いますけれども、よろしくお願いします。

先ほど言いましたように、慎重審議のほど重ねてお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 三浦知将君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いします。

本日の会議は、配付した次第により行います。

議案第29号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 三浦知将君

それでは、質疑はございますでしょうか。

○委員 吉田正昭君

よく分からないのでちょっとお聞きしたいんですけれども、1ページのところにある第20条の中ですが、「「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める」とあるんですが、まず、公示事項というのはどういう……。

○税務課長 服部幸太君

では、今の質問にお答えいたします。

公示事項になりますが、公示送達というものがあまして、こちらは、書類を送達する際に、送達できなかったものについて、広く掲示することによって、送達したこととみなすための公示事項となります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

そうしますと、今までは、例えば掲示板に貼ったりということでしたけれども、それを今回の改正は、「電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をする」ということがあるんですが、これは具体的にどのようなこと。

○税務課長 服部幸太君

今までは、確かに、掲示場に掲示して行うだけでしたが、こちら、電子計算機上というのは、インターネット上において、ホームページ等で公示事項を掲載することによって、送達したものとみなすという形になりまして、掲示場であれば町内のみにはなるんですけれども、インターネット上であれば、全国各地どこでも見られるような状態にするというための改正になります。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

そうすると、ホームページにこれから公示事項が掲載されて、誰でも自由な時間に閲覧できるようになるという改正が、これは全国一斉にされたということですよ。

○税務課長 服部幸太君

おっしゃるとおりでございます。

こちらは、地方税法等の一部を改正する法律の附則に基づいてのものになりますので、全国一律のものとなります。

よろしくお願いします。

○委員 吉田正昭君

その下なのですが、第33条の2の中で、特定親族特別控除額と、特定親族という言葉が出ているんですが、この特定親族というのはどのような方を指すのでしょうか。

○税務課長 服部幸太君

特定親族というのは、主に大学生年代である19歳以上23歳未満の者を扶養する際に使われる言葉となりまして、一般の扶養よりも控除額が増える年代となっております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

これも、例えば特別控除という内容等々、新聞で出ているんですが、もうネットで、先ほどの公示事項の中に入るということになってくるんですかね。

○税務課長 服部幸太君

先ほどの公示事項は書類の送達の話になりますので、その書類の送達の中には、名前と送達する書類の名称のみとなります。なので、具体的に特定親族という言葉は、公示送達の中に出てくるものではありません。

すみません、補足をもう少しさせていただきます。

あくまで特定親族の関係は、住民税と所得税の控除の一部の名称ということになりますので、公示送達事項のところに出てくるものではありませんので、よろしくお願いします。

○委員 吉田正昭君

すると、この周知は広報で周知するという。新聞紙上にも出ておるんですが、町のほうの周知としてはどのような、やっぱり町のホームページにも載せて、広報にも載せるという周知になるんですかね。

○税務課長 服部幸太君

今のところ、特定親族のみの周知は検討しておりませんが、あくまで所得税とも連動するものとなっておりますので、年末調整等で、会社のほうから配付される年末調整用の書類等で、皆様のほうにはご案内が行くかと思っております。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

年末調整でということは、大学生がいるということも、税務課は把握しておるという形になるんですかね。

○税務課長 服部幸太君

税務課のほうでは、住民記録を基に、年齢情報等、生年月日を把握しておりますので、年齢に応じて、特定親族に当たる場合は特定扶養という形にしております。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

大学生以外の方にも送るという形ですよ。年齢で分ければ、大学生かどうか分からないから、その年齢層に対して全員送るということです。

○税務課長 服部幸太君

送るということはないんですけども、あくまで大学生年代というだけですので、その年齢層の方が扶養に入ってみえれば、特定扶養という形になります。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

周知に関してちょっと、先ほどから聞いておるんですけども、周知に関してじゃなくて、そうすると、やっぱり税金は自己申告ということで、控除も何もかも自己申告という建前で進んでいくということでいいですね。

○税務課長 服部幸太君

おっしゃるとおりになります。

ただ、あくまで扶養されていれば、その年齢に基づいて、税務課のほうで特定親族かを振り分ける形になります。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございます。ちょっとごめんね、ちょっと聞いてみるわね。

それから、2ページ目なんですけど、今回、行上段のほうのウというところで、「二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円」ということなんですけど、後ろのほうにも載っているんですけど、これは新たにできた制度なんですかね。今まで125cc以下というのは、区分がなかったという解釈ですかね。新たにこの区分ができて、ここになった、記載されたということなんですか。

○税務課長 服部幸太君

こちらのほうなんですけど、本年の11月頃に、排ガス規制の見直しが行われるという関係で、現在の50ccの原付のまま、排ガス規制を受けることが困難であるということが国内メーカーから言われておまして、現在50ccを超えると、普通原付免許ではなくて普通免許のほうに、二輪の免許に変わると言うんですけども、それを50cc以下の原付がつくられない代わりに、125cc以下の原付を、出力を4キロワットに抑える形にして、原付と同等の性能に落として販売することによって、原付免許でも乗れるようにするというための新しい基

準を設けたものとなりまして、その部分については今までどおり原付の免許で対応となりまして、こちらの新しい基準のものについても、今まで原付が白ナンバーだったんですけれども、こちらの新しい基準も白ナンバーとなります。

125cc以下のものは、今まで黄色とピンクが、90ccのところでは切り替わるんですが、黄色とピンクがあったんですが、こちらはあくまで出力が4キロワットに抑えられないもの、今までどおりのものであれば、黄色とピンクのままで二輪の免許で対応していただくということになります。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

そうすると、90ccを超え125cc以下は、2,000円と2,400円の区分けができたということだね。何でこんなことするんだろうな。分かりました。

次、ごめんね。町のたばこ税の問題なんですけれども、これってよく分からないんですよ。概要ってどういうこと。

○税務課長 服部幸太君

こちらは、加熱式たばこと言われる形——電子たばこではないんですけれども——普通の今までの棒のたばこではなくて、電子的なほうのたばこで、たばこ葉を利用しているものについての換算方法の見直しということになりまして、今までは1本当たりの重量と、あと価格によって税額が決まっていたものを、一律重量のみで今後は換算されていくということになりまして、ただ、こちらについては、国のほうで定められて、認定されて、1本当たりのものが決まってくるので、そちらに基づいて申告されてくるということになります。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

電子たばこじゃないのね。電子たばこかなと思ったんですが、電子たばこの課税がちょっとよく分からないもので、今回このようになったのかなと思ったんですが、これで蟹江町のたばこ税の税収の変動って見られるもんですかね。

○税務課長 服部幸太君

まず、電子たばこの違いなんですけれども、電子たばこというのは、原料に葉たばこが入っていないものとなりまして、こちらについては、たばこ税の対象外とはなっているんですが、こちら、葉たばこを含む、原材料に葉たばこを含んでいるものが、こちらの加熱式たばこという部分になってきます。

こちらに変動があった際の税額の増減についてなんですけれども、こちらのほうは、国からの指針と申告が出てからということになりますので、こちらの町のほうでは算定はできておりません。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございます。

もう一つ、ごめんなさいね。5ページなんですけど、上のほうなんですけれども、この中で、愛知県知事の所管に属する公益信託を信託財産とするということの改定の中だと思うんですが、愛知県教育委員会の所管に属するって……。「愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託」とあるんですが、教育委員会、蟹江町にはないで問題ないというか、聞かなくてもいいかなと思ったんですが、愛知県の教育委員会の所管に属する公益信託を信託財産とするって、教育委員会も信託財産を持つとということですかね。

○総務部長 鈴木孝治君

この第2条のところなんですけれども、こちらのほう、昨年の条例改正のところ、一度改正させていただいている部分になります。

こちらのほうは、準則どおりに、前回改正させていただいたんですけれども、今回、改めて改正した理由といたしまして、愛知県税条例のほう、その後で改正されたときに、このような書き方に置き換わっておりましたので、今回の改正につきましては、愛知県の県税条例の文言と統一させるために、改めて蟹江町の税条例のほうを改正するものになります。

今回の手法としましては、まだこちらのほうが、昨年の改正したものが、公布はされているんですが、施行日前です。まだ施行されておきませんので、一部改正条例の一部改正ということで、昨年の改正文ですね、改め文自体を今回修正するような改正になります。

内容といたしましては、意味合いとしては、愛知県と統一、同一になるようにする意味合いでやっておりますので、例えば住民税ですと町民税と県民税がございますので、そちらのほうの寄附金控除がずれるとかなり大変なことになりますので、愛知県の条例と蟹江町の条例で寄附金控除は全く同じになるように、合わせるために、今回改正したものでございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございます。

条例を合わせるという意味で分かるんですが、蟹江町の教育委員会に寄附行為等、今、寄附行為等あるんですか。そこの辺もうちょっと、どういう意味なのかちょっとよく分からなかったんで、申し訳ないですが。

○総務部長 鈴木孝治君

こちらのほうは、愛知県知事が所管するという公益信託等、愛知県のほうでは、愛知県教育委員会の所管に属する公益信託というのが書き分けてあるんですけれども、ちょっとこちらのほうも、実際、具体的にどこかというのは、こちらでは分からないんですが、恐らく、教育関係の寄附ですね。そういったものは教育委員会が所管しているのかなと。例えば学校への寄附ですとか、そういったものと教育委員会が所管していると思われますので、そ

ういった意味でここに書き分けてあるのかなと思っております。

○委員 吉田正昭君

県の場合は、蟹江町にも、そういう寄附行為等々があるという解釈でいいんですよね。蟹江町にも、教育委員会教育課に、そういうのがあるということなんですかね。

○税務課長 服部幸太君

当然寄附については、県にも町にもそれぞれあるとは思いますが、今回のこちらの条例については、愛知県の認定の下でのものについて、町民税についても寄附金控除を行うためのものとなりますので、町への教育委員会への寄附については、町の教育委員会から県のほうに、もし何か、県のほうの認可が下りれば、今回は対象になると思われるんですけども、町単独に寄附をされた場合は、こちらの対象というものではなくてきますので、こちらの税のほうで、把握はちょっとし切れない部分になってきます。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございました。いろいろすみません、ありがとうございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんでしょうか。

○委員 佐藤 茂君

私ちょっと勉強不足で、ちょっと教えてほしいんですけども、20ページ、表がありますね。表の中に、58万円超85万円以下で、所得税の控除額63万円、それから住民税が45万円というのが書いてあるんですけども、現実にかような方というのは何人か見えるんですか。全部、親族と家族全額合わせて、85万円以下で生活してみえる。どういうことでしょうか、これ。

○税務課長 服部幸太君

こちらのほうは、扶養される方の所得がこの枠の中の金額ということになりますので、扶養している人はもっと多くの金額があるかと思われます。あくまで扶養されている人の所得が。

○委員 佐藤 茂君

ああ、扶養されている人。

○税務課長 服部幸太君

なので、今まで扶養されているのが103万円というのが壁であったんですけども、こちらのほうが103万円を超えても、大学生年代の方については、多少は扶養の控除を受けられますよという、控除を追加する形になりますので、扶養している人の所得ではなく、扶養されている側の所得となります。

以上となります。

○委員 佐藤 茂君

分かりました、ありがとうございます。

もう一つ、さっきの軽自動車、自動車のことなんですけれども、ちょっとこれ、21ページのところ、ミニカーとか言ってる、何これ、三輪以上で20cc超50cc以下って、これでミニカーって、こんな車あるの。

○税務課長 服部幸太君

実際、三輪のもので、排気量及び輪距といって後ろのタイヤ、後ろに二輪があるんですけれども、そのタイヤの間の距離が一定以上あるものについては、ミニカーという区分になりまして、水色の原付のナンバーを交付しておりますので、一応、三輪のもので、20cc超50cc以下のものということにはなっておりますので、たまにヘルメットなしで原付ばいのを運転しているのがありましたら、ナンバーを見ていただくと、恐らく、青色になっているかと思うんですけれども、それがミニカーという分類になってきます。

以上となります。

○委員 佐藤 茂君

もう一つ、ごめんなさい。今、先ほど吉田委員さん言われて、加熱式たばこかといって、私、実際に見たの工事現場なもんですから、これって電子たばこなんですか。

○税務課長 服部幸太君

葉たばこの原料を、そのような形の機械に、カプセルの中に葉たばこの原料とカリキッド、液体のものが入っておりまして、それを加熱して蒸気にして、それを吸うのが加熱式たばこというものになってきまして、今までは火で燃やして、その煙を吸っているのが普通の紙巻きたばこだったんですけれども、そうではなくて水蒸気、蒸気という形で直接吸うものが加熱式たばこという、機械で加熱していくものが加熱式たばこいうものとなってきました、これのほかに、原料が、葉たばこが入っていないものが電子たばこといって、税額の対象にならないものとなっております。

以上となります。

○委員 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

○委員 吉田正昭君

21ページなんだけれども、附則第10条の3の大規模修繕工事、マンションのですね。大規模修繕工事というのは、どの程度のものを言うんですかね。

○税務課長 服部幸太君

大規模修繕の対象というのが、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションということになってきておりまして、今回は、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っているものが対象となってくるものとなっております。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

これって蟹江町にも当てはまる場所がありますよね、マンションありますよね。

○税務課長 服部幸太君

こちらのほうは、県のほうに計画の申請を出して、その認可が下りて工事をしたものに関して減額を行うものなんですけれども、今のところ県のほうに提出されているのは、町内では1棟のみ提出されているというのは聞いております。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

条文の中で、下から3段目ぐらいからですけれども、「区分所有者から申告書の提出がなされなかった場合においても」ということが書いてあるんですが、これはどういう意味ですか。

○税務課長 服部幸太君

こちら、元の条例の状態であれば、区分所有者というマンションを買った人、個人個人に、本来であれば申告を出してもらう必要が今まであったというところなんですけれども、今回の改正で、マンションの管理組合等が、代わりにまとめて出していただくことが可能になったというものになります。

以上となります。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

では、板倉議員からの発言の申出があります。

お諮りいたします。

板倉議員の発言を許可することについて、ご異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、板倉議員の発言を許可します。

○委員外議員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

いろいろ聞いてくれて、だいぶしっかり読んだのかなと思いましたが、じゃ、蟹江町が、今回の町民税と軽自動車税でどんな影響が出てくるかということで、特に町民税については特定扶養親族、昨年から103万円の壁ということで、それが123万円になったんだけれども、それが多いか少ないかは別ですよ。実際に影響してくる額はどのくらいを見込んでいるんですか。

○税務課長 服部幸太君

前年度の実績に基づく形にはなりますが、ちょうど所得範囲内に収まると思われるのが、トータルで1,000名弱ほどで、税額としては120万～130万円ぐらいが、町民税としての影響があるのではないかと考えております。

以上となります。

○委員外議員 板倉浩幸君

実質、これができるということで、120万～130万円の町税が減収になるということですね。

そういう問題も、去年もいろいろあって、103万の壁を185万円とかいう話で、町に、市もそうですし、市町村にとってすごい影響があるということで、ここで落ち着いたと思うんですけれども、あともう一点、影響はそれだけしてくるということはあると思うんですけれども、もう一つ、特定扶養じゃなくて、僕らも関係してくる給与所得控除も10万円上がって、基礎控除も10万円上がりますよね、所得税については。

住民税についてはどんな感じなんですか。それも影響してくるとすごい額だなと思って、お願いします。

○税務課長 服部幸太君

今おっしゃられたとおり、基礎控除については、所得税は10万円、今後増えていくんですが、給与所得控除については、今最低の控除額55万円が65万円に増えるという形になりますので、全部が10万円増えるというわけではないということで、住民税においては、給与所得控除の部分が一部影響があるかどうかというところではありますが、それほど大きな影響というのは今のところ考えておりません。

以上となります。

○委員外議員 板倉浩幸君

やっぱり、基礎控除自体は町県民税、住民税には影響してこないということだね。

今後、影響してくるのかどうかちょっと分からないけれども、実質、給与所得控除の10万円上がった分の税収は減るよね、町としてはね、減るということだね。

もう一点、確認なんですけれども、先ほど吉田委員も言っていた軽自動車税で新たに125cc以下の4キロワット以下が2,000円が追加になって、他の自治体だと、大きい市だと先議案件で結構もう、納付書を送る関係があるから。ということは、今決めるということは、もう納付書を送っていると思うし、対象者はないということでよろしいですか、蟹江町においては。

○税務課長 服部幸太君

現段階で、蟹江町のほうには該当がないということと、あと実際、現在まだ国内メーカーから、4月1日が課税基準にはなるんですけれども、その段階で、国内メーカーからの販売

もされておらず、認定期間のほうも4月1日から認定ということと、先ほど説明させていただいた排ガス基準の見直しが、今年11月ということで、今現在もないということも含めて、蟹江町では影響がないということでしたので、専決ではなく、今回の改正に含めさせていただきました。

以上となります。

○委員外議員 板倉浩幸君

ありがとうございました。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号「蟹江町税条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第30号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

○委員 吉田正昭君

これもちょっとよく分からないんですけども、3ページですね。

附則第4項、附則第5項、附則第6項とあって、括弧の内容で、最後に「条例で定める割合」ってあるんですが、その割合ということというか、これが書かれている意味ってどんなことですか。

○税務課長 服部幸太君

こちらのほう、地方税法で、基本は、税率等は定められるものなんですけれども、ではなくて、市町村単位ごとに定めることができるように、地方税法が委ねている部分の割合とい

うことになってきます。

ただ、今回はその割合が変更というわけではなくて、地方税法の附則の、附則第15条第33項というものが削除されたことに基ついて項が変わっていくだけですので、今回、割合が変更されたというわけではございません。

以上となります。

○総務部長 鈴木孝治君

今の割合のことを、よくわがまち特例というふうに言われているものですので、そういったことを、一応、付け加えさせていただきます。

○委員 吉田正昭君

具体的にあるんですかね。ここに記入、書かれているということは、そういうことのケースがあるという解釈だと思うんですけども、具体的に蟹江町でもあるんですかね。

○総務部長 鈴木孝治君

わがまち特例のメニューはたくさんございますけれども、その中で使われているメニューはあんまりないんですが、全くないということはないです。

以上でございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、説明員の席の入替え。

それでは、議案第32号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○上下水道部長 伊藤和光君

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する法律の施行に伴うものでございます。

水道法施行令における布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件が見直しされたため、条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 三浦知将君

それでは、補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

○委員 吉田正昭君

条例が改正されて見直されたというのは分かるんですけども、読んでいてもちょっとよく分からないんですよね。具体的にどの点が改正されたんですかね。

例えば、10年以上の経験があればいいとか、いろいろな年数、学校出てから何年とか、いろいろ書いてあるんですが、比較してもよく分からないので、具体的にどの点が変わったんですかね。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

こちらのほうですが、いわゆる、水道整備管理行政の機能強化や関わる職員数の減少があるということで、水道法で設置が定められている布設工事監督者、技術者の確保が困難ということで、資格要件がまず見直しされたということでございます。

具体的にはどういったことかと言いますと、1つは、資格要件としまして実務経験があるんですけども、そちらのほうは、いわゆる水道だけではなくて、下水道等に関する実務経験を含めるような形になっています。ただし、その場合は、半数以上が水道業務に該当するもの。ですから、3年以上の場合、少なくとも2年は水道、1年は例えば下水道をやっている、その資格に該当するという形に改正されたということでございます。

あと、専攻する科目の関係なんですけれども、従前は、いわゆる水道に関する科目だけだったんですけども、それだけではなく、機械工学ですとか電気工学のほうも、そちらを履修していれば、資格要件に該当するという形で改正されたという形になっております。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

専門的知識がなくても、取りあえず現場経験積んで、下水道のほうも経験積んで、実務、実績に基づいて資格者を増やしましょうという、単純に言えばそのようなことですかね。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

おっしゃるとおりで、今まででしたら水道業務だけに限定されていたのが、下水道課、もしくは土木課のほうの経験も加味されるということで、そういった資格要件の人数が確保されるということになります。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

ということは、今後、水道、下水道に従事する職員の方の数が少なくなっていくというので、資格者が少なくなるというかな、職員の人で資格者が少なくなるので、ちょっと簡素化してみようということかなと解釈するんですが、今後、例えば、水道及び下水道を維持するにしても、水道、下水道に行くんですが、今の人数で大丈夫かなと。

工事も今どんどん増えていっているし、漏水もあるし、それから下水道も、維持管理もしなきゃいけないので、ちょっと心配するところが、この間うち、上下水道にお邪魔して思っているんですが、今、外部の人にも委託しているみたいですので、今後、活用できる外部とか、例えばAIを使ったりとか、いろんな技術を持った関連業者が出てくると思うんですが、そのようなものの活用をもっとしていただいて、もうちょっと頑張ってもらったほうがいいかなと思います。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、説明員の席の入替えがございました。少しお待ちください。

それでは、議案第34号「町道路線の廃止について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 石原裕介君

今回のこの一部、次の議案もそうですけれども、今回これを、町道を廃止して、町のほうから廃止するという方向へ持っていったのか、それとも、その道路に隣接している人たちが、

この町道を廃止してほしいというふうに来たのか、どちらのほうなんですか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

今回は、払下げも、今後、この後に処理するというのが決まっておるところもございまして、実は隣接の所有者の方からの申請があつて、こういった路線廃止の方向に行ったところになります。

以上でございます。

○委員 石原裕介君

じゃ、隣接している人たちから町道をということで、それは、町道は、やっぱり買ってもらうことになるんですかね、隣接している方々に。

○土木農政課長 東方俊樹君

そうですね。土地の所有としましては基本払下げで、売買契約を締結して、所有権移転するというような形になります。

以上です。

○委員 石原裕介君

分かりました。

今回、この2つ、一部廃止と、また今回廃止が出ていますけれども、まだ町内にもこのようなところはたくさんあるんでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

こちら、蟹江町としまして管理している道路というのが1,057路線、全延長としては199キロメートルございます。

この中でも、改良が進んでいないところ、未改良で砂利敷きのところとか、そうしたところで、砂利敷きのところで、しかも幅員も1.5メートルとか、すごい狭いところというのが10キロメートル程度ございます。こういったところが、今後可能性としてはあるかなというところだと認識しております。

以上です。

○委員 石原裕介君

須成のほうでも聞いてびっくりして、えっ、ここが町道なのという、田んぼの中に道がないようなところも町道になっているというのを、前、聞いたことがあります。

今後も、町のほうから、そういうところをどんどん払い下げて、隣接している人たちに買っていただくという方向へ持っていくのか、それとも、隣接している人たちに何とか払下げをお願いをしていくのか、これからどうしていくのかちょっとお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

こういった払下げ、道路廃止の後に処理が困つてはいけないというところがありまして、

基本的には、隣接の方から、申請者の方から何かしらいただきまして、その検討をして、土地利用計画等を確認しながら、処分していくというのがスムーズかなというふうに考えておまして、そういった申請をまず、受けの姿勢になるかもしれませんが、そういった形で進めたいなというふうには思っております。

以上です。

○委員 石原裕介君

ありがとうございました。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

私、実際ちょっと近くに寄ったものですから見に行っただすけれども、道路ってあるのかね。さっぱり、道路なのか、民地なのか。

どうしてそんなことになっているのか、ちょっと聞かせていただければと思って。

○土木農政課長 東方俊樹君

過去に路線認定したところが、もともと田んぼ道だったりだとか、いろんなその状況だったり、何年かたつことによって状況が変わってきているということもございます。

現在、確かに見た目、もう既に道ではないようなところ、今回もこちら、あるんですけれども、そういうところもあります、過去のそこいらすると、何かしらあったんではないかなというようなところでは考えているところです。

すみません、以上です。

○委員 佐藤 茂君

分かりました。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○副委員長 多田陽子君

すみません。この件については、近隣からの要望があったということで、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、要望があつて払下げに決定するまでの期間というのは、最低でもどれぐらい時間がかかるものなのかを教えてください。

○土木農政課長 東方俊樹君

こうした路線廃止ということは、議会の議決が必要になるものですから、そうしたタイミングにもよりますが、その後、用地測量等確定していただきながら、分筆等をいう流れで行きますと、3か月から4か月ほど、最低でもかかるかなというところだと認識しております。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号「町道路線の廃止について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第35号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 吉田正昭君

例えば払下げに対して、利用者があるとかないとか、そういう検討はされたんでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

こちら、払下げ等を進めるに当たりまして、近隣の交通状況とか、そういうのも当然考えさせていただきながら、実質、もう既に、公共の交通等にはふさわしくないといえますか、そういった交通上も考えながらの決定とさせていただいておるところでございます。

以上です。

○委員 吉田正昭君

一部廃止線後の、これは廃止するほうなんです、廃止部分の幅員が1.8メートルから5.0メートル、延長が101.8メートルということは、相当な面積と、それから道幅も5メートルということは、実際これ、道路だったのか、水路だったのか、前は、やっぱりもともと道路は道路でしたかね。

○土木農政課長 東方俊樹君

こちらは、すぐ西側が水路敷になっていまして、水路と道路を公図上見ますと、そういった併設しているような形ではありました。

ただし、もう既に、こちらに関しては本当に敷地内みたいな形なので、その面影はないん

ですけれども、もともとは、水路と道路が併設してあったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

水路は、もう廃止されているという解釈ですか。それとも、これは、水路はまだ生きているんだけど、道路部分だけは払下げするということですかね。

○土木農政課長 東方俊樹君

水路のほうは、まだ機能は失っておりませんので、そちらはこのまま公用として管理していくというところです。道の部分だけ、今回は払下げという形になります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

多分、図面見ていると、隣接の方からの申入れだったと思うんですが、ここは先ほど言ったように利用者はほとんどないと、一般の利用者は。もう隣接の方が占有しているような感じだで、払い下げというのが一つの理由なんでしょう。

○土木農政課長 東方俊樹君

おっしゃるとおりで、実際は、一般の方が通ることにはない道路になります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

ということは、金額の問題、今後、問題になると思うんですが、金額の査定は、例えば道路に評価額ついていないから、近隣の土地の評価額で行くのか、お金使うこともないだろうもんで、委託することもないかなとは思っているんだけど、その辺の金額の査定に関しては、今後も、先ほどから出ているように、いろんなところから出てくる可能性があると思うんですよ。金額の査定というのはどのように考えてみえますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

金額に関しましては、そういった決まったことがございまして、近隣になりますけれども、路線価のほうを、固定資産評価額に国税局の財産評価基準の倍率を乗じて出た金額、価格というのが算出方法となります。

土地状況によりまして補正されたりということで、価格の変動は多少ございますが、基本的には固定資産評価額に乗じてということになります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

それしかできないと思うんですが、これは雑収入に入ってきますか、何に入ってきますか、収入は。僕らから言えば、売上げなんですけれども。

○土木農政課長 東方俊樹君

こちらの売払いの項目がございまして、そちらの収入のほうに入っていくことになります。雑入ではないですね。

以上です。

○委員 吉田正昭君

一部廃止後の路線ということは、ここに一部廃止後の路線と記載されているんですよね。この意味はどういう意味ですかね。

○土木農政課長 東方俊樹君

こちら、一部廃止部分と廃止しない部分、これが1つの路線、起点と終点ということになりまして、その中の一部を廃止というところでございます。

以上です。

○委員 吉田正昭君

そうすると、こちらはまだ利用者が多いというのか、それとも払下げの要望がないからそのまま残していくというのか、どういう……。残す理由があると思うんですが、例えば利用者がまだあるよということなのか、今言ったように要望がないから今回は残しましょうと。要望があれば払下げしますよという、そういう考えなんでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

点線の部分が、今回、路線としては残る部分でございますけれども、ちょうど昭和食堂という店舗の中を通っておるような感じになっておりまして、現地を確認しましたら、中には側溝が入っていきまして、まだ水路としての機能が存在しておるんですね。

そのままその側溝の水が、JRの軌道敷に入って、水路を南北に走るような形になっておりまして、機能的にまだ必要であるということと、あと、地権者からもそういう要望がないということで、しっかりまだ整理ができていないというところでもありますので、今回は廃止を見送り、管理していく路線としてそのまま存続をさせる予定でございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

排水路として活用しているというところに、U字溝でも入っていて排水路として活用しているのか、南側の排水路に用水がそのままずっと下へ来て、用水なのか、それとも排水路……排水路となれば雨水の排水かなと思うんですが、その辺はどんなもんですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

この点線の部分の南北の部分については、側溝という形で残っています、現場のほうに、U字溝で。そのままJRの軌道敷に入るような形になっておりまして、すみません、東西の部分ですね。

南北の部分については、水路の管理用地として、現況は助堤のような形になっておるよう

な感じで、構造物は入ってございません。

以上でございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号「町道路線の一部廃止について」は原案のとおり決定いたしました。

ここで、議案第29号について、発言の訂正をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

説明員の席の移動をお願いいたします。

○税務課長 服部幸太君

訂正のほうをさせていただけるということで、ありがとうございます。

先ほど板倉議員から、特定扶養親族の該当と、あと、それに対する影響額というお話がありまして、私のほうから、人数については約1,000人弱ということをお伝えしたんですけれども、こちらについては特定扶養親族ということで、その年代全員の扶養に入ってみえる方も含めてが1,000人弱ということでしたので、実際、そのうち58万円超になる方というのは、58名というのが、今のところ計算上で出ている数字ということになっておりますので、そちらのほうに訂正をお願いいたします。

以上です。

○委員長 三浦知将君

それでは、以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任お願いします。

これにて総務建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時03分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務建設常任委員長 三 浦 知 将